

年金手続等説明会

～年金制度及び退職時に必要な手続について～

59歳説明会 昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生

60歳説明会 昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生

令和元年8月

公立学校共済組合東京支部

目次

1	公的年金制度の概要	1
	（1）現在の年金制度	
	（2）年金の種類	
	（3）年金を決定・支給する実施機関	
	（4）被用者年金一元化（平成 27 年 10 月）による変更	
2	老齢年金等について（64 歳～）	5
	（1）老齢年金等の支給開始年齢	
	（2）各老齢年金等の概要	
3	知っておきたい老齢年金の諸制度	9
	（1）60 歳からの繰上げ支給	
	（2）65 歳からの繰下げ支給	
	（3）特別支給の老齢厚生年金受給時の 2 つの特例請求	
	（4）一般厚生年金保険の加入期間がある女性の請求時期	
	（5）退職一時金の返還	
4	これからの年金手続	13
	（1）退職時	
	（2）年金請求時	
	（3）年金受給開始後	
	（4）雇用保険の失業給付等を受給したときの年金額の停止	
5	退職後のケース別・年金請求の流れ	18
	（1）再就職しない又は時間講師（一般厚生年金加入なし）	
	（2）再任用フルタイム又は臨時的任用教職員で働く	
	（3）再任用短時間勤務又は非常勤教員	
	（4）繰上げ支給、再就職しない	
6	その他の年金制度	22
	（1）障害厚生年金	
	（2）離婚時の年金分割制度	
	（3）遺族厚生年金	
	＜参考＞退職届書の記入例	26
7	主な問い合わせ先一覧	裏表紙

1 公的年金制度の概要

(1) 現在の年金制度

組合員の皆さまは2つの公的年金制度と1つの公務員共済組合特有の年金制度の計3つの年金制度に加入しています。

1

**国民年金
(基礎年金)**

全ての国民に共通する年金制度で**1階部分**と呼ばれます。昭和61年4月1日から「国民皆年金制度」が開始され、20歳から60歳までの全国民に加入義務があります。

2

**厚生年金
(被用者年金)**

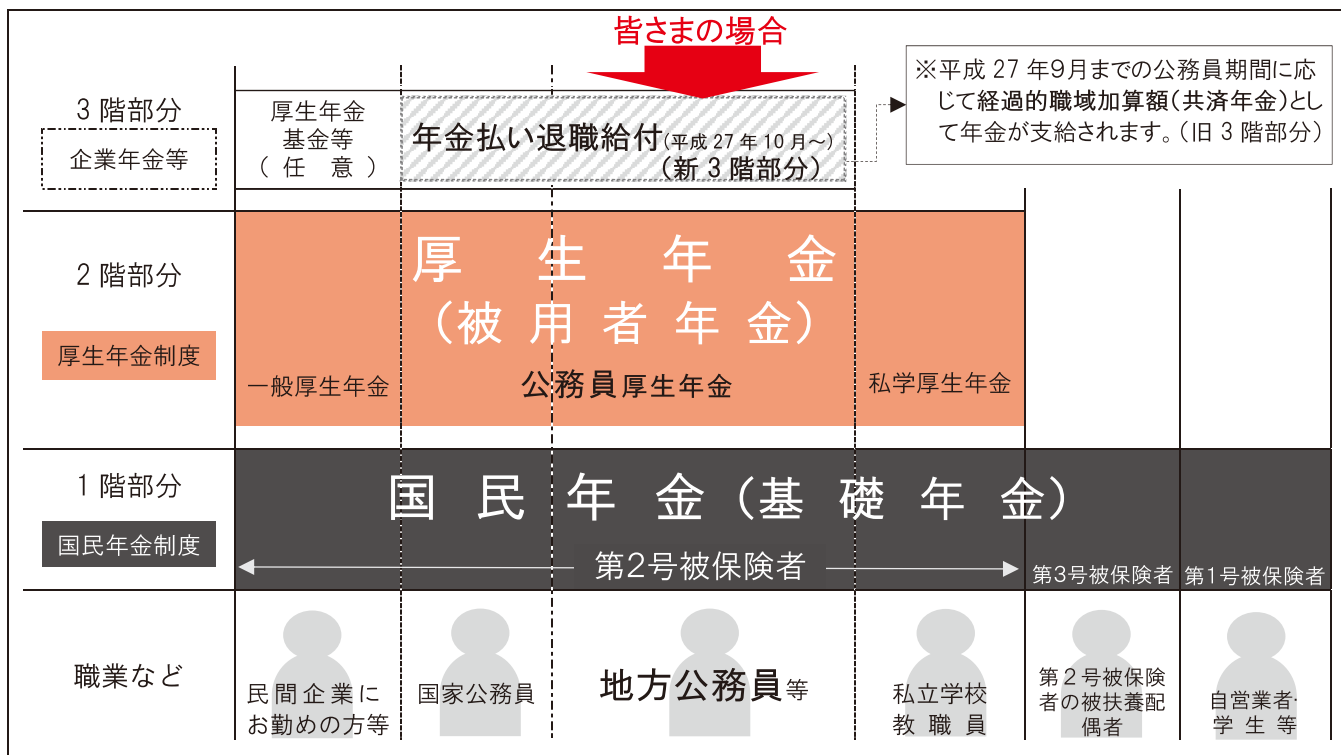
被用者（給与をもらい働く人）に共通する年金制度です。働いていた期間と報酬額に比例した年金が支給されます。国民年金に上乗せして支給されるため、**2階部分**と呼ばれます。

3

**年金払い退職給付
(退職等年金給付)**

公務員が加入する特有の年金制度で、平成27年10月より制度が開始されました。**新3階部分**と呼ばれます。

【図1】現在の公的年金制度の体系



公的年金制度は
3階建てとなっています！

(2) 年金の種類

国民年金と厚生年金には給付の事由により、老齢・障害及び遺族の3つの種類があります。受給するためには、それぞれ一定の要件を満たす必要があります。

名称 種類	国民年金 (基礎年金)	厚生年金 (被用者年金)	給付事由
老齢	老齢 <u>基礎</u> 年金	老齢 <u>厚生</u> 年金	一定の年金加入期間があり支給開始年齢に達したときに支給される年金
障害	障害 <u>基礎</u> 年金	障害 <u>厚生</u> 年金 P22 参照	年金加入期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害程度となった場合に支給される年金
遺族	遺族 <u>基礎</u> 年金	遺族 <u>厚生</u> 年金 P24 参照	年金加入者又は年金加入者であった者が死亡したときに遺族に支給される年金

複数の年金の受給権がある場合、原則として最も有利な年金を選んでいただき、選んだ年金以外は支給が停止されます。年金を選んだ後でも将来に向かって選びなおすことが可能です。



厚生年金・国民年金には、
それぞれ老齢、障害、遺族の
3種類の年金があります！

(3) 年金を決定・支給する実施機関

年金を決定・支給する組織を「実施機関」と呼びます。公務員の厚生年金は、最後に所属した共済組合が決定・支給します。各年金の実施機関は以下のとおりです。

	公的年金等		実 施 機 関 (年金を決定・支給する組織)	加 入 者
1 階	国民年金 (基礎年金)		日本年金機構 (年金事務所)	20歳から60歳の 全 国 民
2 階	厚生年金 (被用者年金)	一 般 厚生年金	日本年金機構 (年金事務所)	民 間 勤 務 や 非 常 勤 教 員 等
		公 務 員 厚生年金	国家公務員 共 済 組 合	国 家 公 務 員
		〔 経 過 的 職域加算額 を含む。 〕	地方公務員 共 済 組 合 〔 公立学校共済組合 東京都職員共済組合 市町村職員共済組合 等 〕	地 方 公 務 員 等 〔 公立学校教職員 臨時的任用教職員等 〕
新 3 階	私 学 厚生年金		私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員
	年金払い退職給付 (退職等年金給付)		国家公務員共済組合 地方公務員共済組合	公務員厚生年金 加 入 者



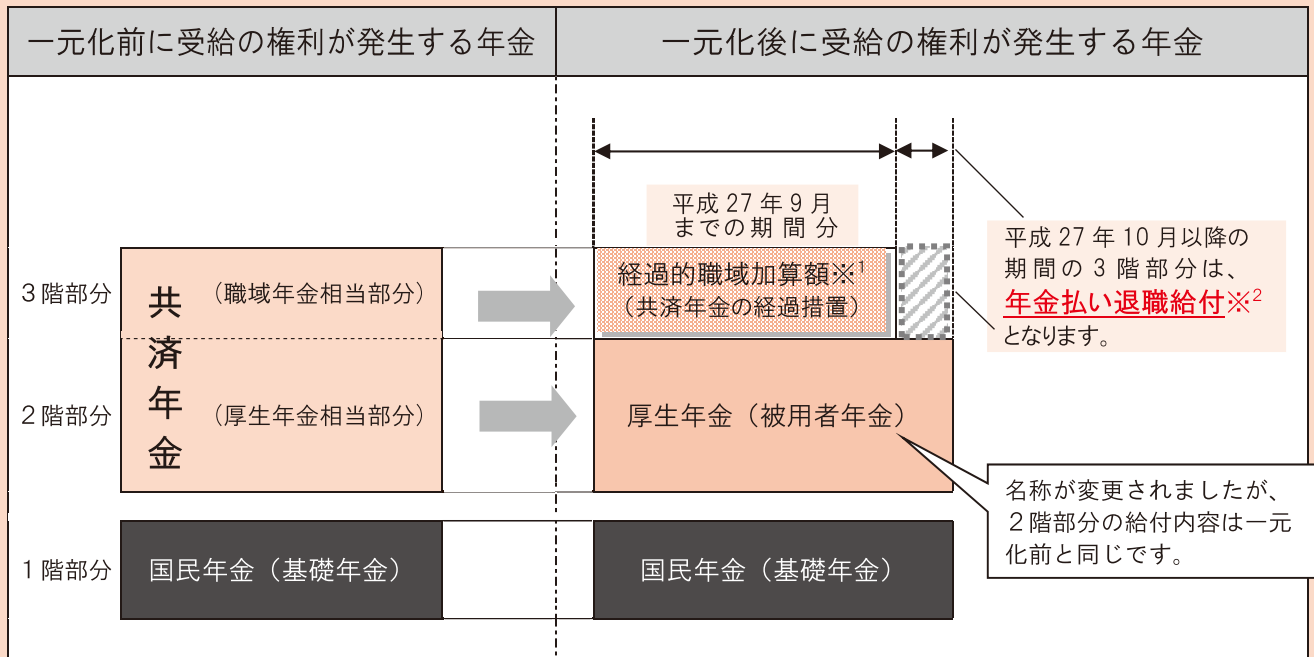
厚生年金（被用者年金）はそれぞれの実施機関が決定・支給します。

また、厚生年金保険に加入していると、同時に国民年金にも加入していることになります。

（４）被用者年金一元化（平成 27 年 10 月）による変更

共済年金と厚生年金に分かれていた被用者の年金制度は、平成 27 年 10 月より厚生年金に揃えられました。そのため共済年金独自の 3 階部分「職域年金相当部分」は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。

【図 2】一元化前後の公務員の年金受給イメージ



※¹ 平成 27 年 9 月以前の公務員の期間に応じて「職域年金相当部分」は、「経過職域加算額」として年金支給開始年齢から支給されます。→ P8

※² 「年金払い退職給付」は、平成 27 年 10 月以降の加入期間に応じて 65 歳から支給されます。→ P8



経過職域加算額は 旧 3 階

年金払い退職給付は 新 3 階 と呼ばれています。

2 老齢年金等について（64 歳～）

（1）老齢年金等の支給開始年齢

皆さまは老齢給付として 64 歳から「老齢厚生年金」と「経過的職域加算額」、65 歳になるとさらに「老齢基礎年金」と「年金払い退職給付」、合計 4 つの年金を受給することになります。

生年月日		← 64 歳に到達	← 65 歳に到達
昭和 34.4.2～ 昭和 36.4.1	3 階	新 3 階	年金払い退職給付
		旧 3 階	経過的職域加算額（職域年金相当部分）
	2 階	特別支給の老齢厚生年金（被用者年金）	本来支給の老齢厚生年金（被用者年金）
	1 階		老齢基礎年金（国民年金）
昭和 36.4.2～	3 階		新 3 階 年金払い退職給付
			旧 3 階 経過的職域加算額（職域年金相当部分）
	2 階		本来支給の老齢厚生年金（被用者年金）
	1 階		老齢基礎年金（国民年金）

（2）各老齢年金等の概要

1 階部分 老齢基礎年金（国民年金）

○ 支給要件等

老齢基礎年金は、20 歳から 60 歳までの国民年金の加入期間が 10 年以上ある方が 65 歳から受給できる年金です。年金額は満額で 780,100 円/年(平成 31 年度)です。未加入の期間がある方は、加入月数に応じて年金額が計算されます。計算方法は以下のとおりです。

$$\text{老齢基礎年金の額 (平成 31 年度)} = 780,100 \text{ 円 (満額※)} \times \frac{\text{加入月数}}{480 \text{ 月(40 年間)}}$$

・ 50 銭未満は切捨て、50 銭以上は 1 円に切上げ

※ 満額を受給できない場合で、60 歳以降厚生年金保険に加入していないとき、任意加入することで、年金額を増やすことができます。任意加入のお申込・相談等は、お住まいの区市役所、町村役場です。

【例】大学に在籍し、学生の間は国民年金に加入せず合計で 38 年（456 月）の場合

$$780,100 \text{ 円} \times \frac{456 \text{ 月}(38 \text{ 年間})}{480 \text{ 月}(40 \text{ 年間})} = 741,095 \text{ 円}$$

●加入月数は、次の期間を合計した期間となります。

- (1) 国民年金第1号被保険者：国民年金保険料納付期間、免除月数がある場合は全部又は一部免除に応じた割合の期間が加算
- (2) 国民年金第2号被保険者：20 歳から 60 歳までの共済組合や厚生年金保険の加入期間
- (3) 国民年金第3号被保険者：昭和 61 年 4 月 1 日以降の国民年金第 2 号被保険者の被扶養配偶者の期間

2 階部分 老齢厚生年金（被用者年金）

○ 支給要件等

老齢厚生年金の受給要件は以下のとおりです。本来、老齢厚生年金は 65 歳に達すると支給されますが、昭和 34 年 4 月 2 日 から 昭和 36 年 4 月 1 日 生まれの支給開始年齢の特例により、64 歳時に「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

特別支給の老齢厚生年金	本来支給の老齢厚生年金
●60 歳以上 65 歳未満であること ●公的年金制度の加入期間が <u>10 年以上</u> あること ●厚生年金の加入期間が <u>1 年以上</u> あること	●65 歳以上であること ●公的年金制度の加入期間が <u>10 年以上</u> あること ●厚生年金の加入期間が <u>1 月以上</u> あること

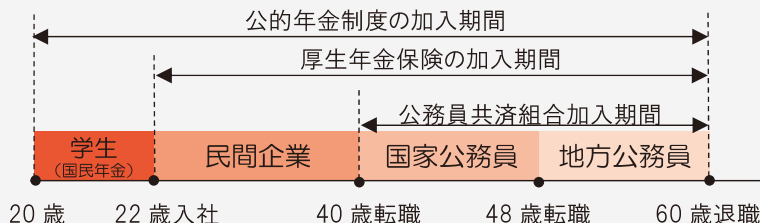


年金の受給開始年齢が 65 歳に引き上げられた際の経過措置により、昭和 36 年 4 月 1 日 生まれまでの方は、特別支給の老齢厚生年金が受給できます。



【用語説明】 タロウさんの場合

公的年金制度の加入期間：国民年金や厚生年金等すべての公的年金制度の加入期間
 厚生年金保険の加入期間：すべての厚生年金保険の加入期間
 公務員共済組合加入期間：公務員厚生年金の加入期間



○ 老齢厚生年金額について

老齢厚生年金額は、報酬に比例し、平均給与月額及び平均標準報酬月額と加入期間に基づき算出されます。また、65 歳到達時に一定の扶養家族 (加給年金額対象者) がいる場合、加給年金額が加算されます。

加給年金額……65 歳到達時、以下のア・イの条件に当てはまる場合に支給されます。

ア. 年金請求者の厚生年金保険の加入期間が 20 年以上

イ. 65 歳から支給される「本来支給の老齢厚生年金」の受給権発生時に、生計を共にする加給年金額対象者がいる (下表参照)

加給年金額対象者	年 齢 要 件	収 入 要 件	加 給 年 金 額 (平成 31 年度)
配 偶 者	65 歳未満		390,100 円/年
子	●18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 ●20 歳未満で障害等級が 1～2 級に該当する障害状態にある子	恒常的収入が年額 850 万円未満又は所得が 655.5 万円未満※ ※おおむね 5 年以内に定年等の理由で収入が上記の額を下回る見込みの場合は該当します。	2 人まで 1 人につき 224,500 円/年 3 人目から 1 人につき 74,800 円/年



加給年金額対象者が 20 年以上の加入期間を有する老齢厚生年金または障害年金を受けた場合、**加給年金額は支給停止**となります。



加給年金額は、65 歳になった時、生計を同じくする年下の配偶者がいる場合等に加算されます。

旧3階部分 経過的職域加算額（職域年金相当部分）

平成 27 年 9 月までの公務員共済組合の加入期間がある方には、「経過的職域加算額」が共済年金の職域年金相当部分として支給されます。平成 27 年 9 月末日までの公務員共済組合の加入期間と報酬額に比例した年金額が決定され、老齢厚生年金と併せて支給されます。

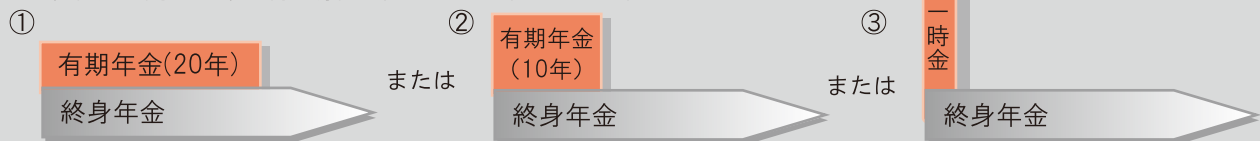
新3階部分 年金払い退職給付（退職等年金給付）

年金払い退職給付は、平成 27 年 10 月に創設された公務員の新しい年金制度です。引続く 1 年以上の公務員期間がある方に **65 歳から**支給されます（在職中（公務員共済組合加入中）の場合は、退職後からの支給。）。皆さまは、平成 27 年 10 月から共済掛金として、年金払い退職給付の掛金を負担しています。

受取り方法は以下のとおりです。

- 支給開始: 65 歳 (60 歳から繰上げ可能)
- 半分は有期年金 (①20 年、②10 年、③一時金から選択)、半分は終身年金として支給されます。

※組合員期間が10年未満の場合は、それぞれ半分ではなく4分の1



※受給者が死亡した場合、終身部分は終了し、有期部分の未支給期間分は遺族に一時金として支給されます。

○ 支給の目安

毎年 7 月下旬に前年度末における「給付算定基礎額残高通知書」を自宅に送付しています。支給額の参考にしてください。

給付算定基礎額残高 (A) 約 **358,000 円**

終身退職年金 (年額) **7,800 円**

を 1/2 ずつ支給

終身退職年金 **179,000 円**

有期退職年金 (年額)

①20 年 (240 月) : **9,000 円**

②10 年 (120 月) : **17,900 円**

③一時金 : **179,000 円**

給付算定基礎額残高通知書

(年 月 ~ 年 月)				
共済 太郎 様 () 単位 円				
(入金) 期月	①標準報酬月額	②付与額	③利息	④給付算定基礎額残高
前年度末				217034
4 月	590000	8850	60	225944
5 月	590000	8850	62	234856
6 月	1782000	26730	69	261655
7 月	590000	8850	72	270577
8 月	590000	8850	74	279501
9 月	560000	8400	76	287977
10 月	560000	8400	0	296377
11 月	560000	8400	0	304777
12 月	1893000	28395	0	333172
1 月	560000	8400	0	341572
2 月	560000	8400	0	349972
3 月	560000	8400	0	358372
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。				
区 分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	
⑤前年度末	217034			
⑥付与額累計	140925	-	-	
⑦利息額	413			
⑧今回通知	358372			
⑨給付算定基礎額等合計	A 358372			

3 知っておきたい老齢年金の諸制度

老齢年金には、本人の希望や特定の条件に該当する場合に受けられる制度や特例があります。該当する制度や特例を受けるためには、御自身で申請する必要がありますので、御確認ください。

(1) 60 歳からの繰上げ支給

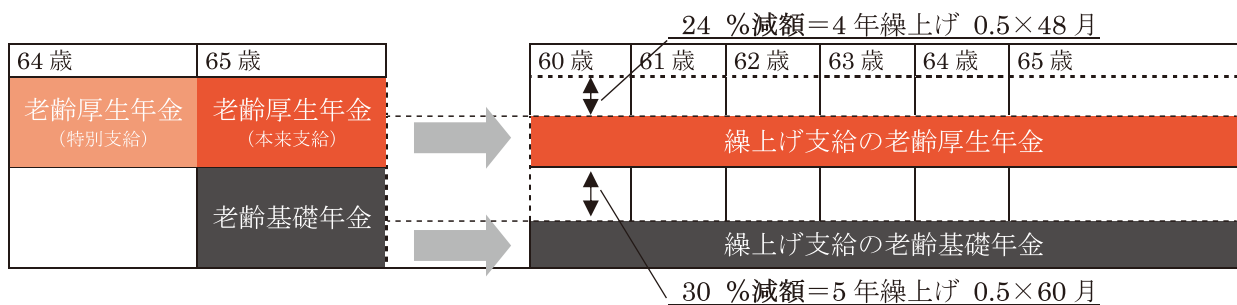
60 歳以降であれば、希望により 1 月あたり 0.5% の割合 で減額された老齢年金を請求することができます。ただし、支給される年金額は生涯減額されたままとなります。

その他にも制約（次頁参照）がありますので、希望する方はよく検討してから請求してください。

繰上げ期間	減額率
5 年 (60 月)	30%
4 年 (48 月)	24%
3 年 (36 月)	18%
2 年 (24 月)	12%
1 年 (12 月)	6%

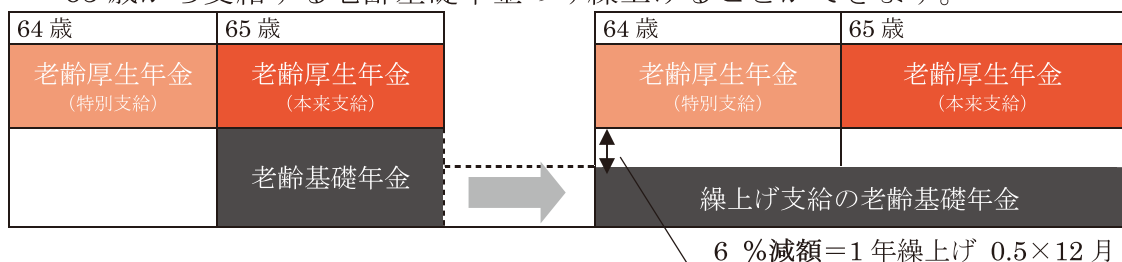
【例 1】60 歳で繰上げ請求する場合

国民年金、一般厚生年金、私学厚生年金など、全ての公的年金の老齢年金を同時に繰り上げることが条件となります。



【例 2】64 歳で繰上げ請求する場合

65 歳から受給する老齢基礎年金のみ繰上げることができます。



(2) 65 歳からの繰下げ支給

65 歳からの老齢年金は、66 歳以降の希望される月から繰下げて受給することができます。繰下げると 1 月あたり 0.7% の割合で増えた年金 が支給され、繰下げることのできる期間は、70 歳まで（最高 60 月×0.7%=42% の増額）となります。希望する方は 65 歳からの老齢年金を請求する前に申し出てください。

なお、特別支給の老齢厚生年金には、繰下げ支給の制度はありません。

(参考) 老齢基礎年金を繰上げ受給した際の受取り総額 (単位: 円) (円未満四捨五入)

20 歳から 60 歳までの 40 年間保険料を納め、65 歳から満額 780,100 円 (平成 31 年度) 受けるものとして計算しています。

受給開始年齢 (支給率)	60 歳 (70%)	61 歳 (76%)	62 歳 (82%)	63 歳 (88%)	64 歳 (94%)	65 歳 (100%)
60 歳時	546,070					
61 歳時	1,092,140	592,876				
62 歳時	1,638,210	1,185,752	639,682			
63 歳時	2,184,280	1,778,628	1,279,364	686,488		
64 歳時	2,730,350	2,371,504	1,919,046	1,372,976	733,294	
65 歳時	3,276,420	2,964,380	2,558,728	2,059,464	1,466,588	780,100
66 歳時	3,822,490	3,557,256	3,198,410	2,745,952	2,199,882	1,560,200
67 歳時	4,368,560	4,150,132	3,838,092	3,432,440	2,933,176	2,340,300
68 歳時	4,914,630	4,743,008	4,477,774	4,118,928	3,666,470	3,120,400
69 歳時	5,460,700	5,335,884	5,117,456	4,805,416	4,399,764	3,900,500
70 歳時	6,006,770	5,928,760	5,757,138	5,491,904	5,133,058	4,680,600
71 歳時	6,552,840	6,521,636	6,396,820	6,178,392	5,866,352	5,460,700
72 歳時	7,098,910	7,114,512	7,036,502	6,864,880	6,599,646	6,240,800
73 歳時	7,644,980	7,707,388	7,676,184	7,551,368	7,332,940	7,020,900
74 歳時	8,191,050	8,300,264	8,315,866	8,237,856	8,066,234	7,801,000
75 歳時	8,737,120	8,893,140	8,955,548	8,924,344	8,799,528	8,581,100
76 歳時	9,283,190	9,486,016	9,595,230	9,610,832	9,532,822	9,361,200
77 歳時	9,829,260	10,078,892	10,234,912	10,297,320	10,266,116	10,141,300
78 歳時	10,375,330	10,671,768	10,874,594	10,983,808	10,999,410	10,921,400
79 歳時	10,921,400	11,264,644	11,514,276	11,670,296	11,732,704	11,701,500
80 歳時	11,467,470	11,857,520	12,153,958	12,356,784	12,465,998	12,481,600

※ 表中の年金額は、支給開始年齢到達日（誕生日の前日）の属する月に繰上げ請求した減額率により計算しています。実際には、請求した月に応じて、次の式で計算された減額率によって老齢基礎年金が減額されます。「減額率＝0.5%×繰上げ請求月から 65 歳になる月の前月までの月数」

※繰上げを行った場合の制約事項

- ① 繰上げ支給により減額された年金は生涯にわたって続きます。このため、受け取る期間の長短により、繰上げ請求しない場合よりも受け取る総額が減少する場合があります。
- ② 繰上げ請求を行った後に、取消しをすることはできません。
- ③ 繰上げ請求を行った後は、障害基礎（共済・厚生）年金に関する以下の請求等ができなくなります。
 - ア 事後重症などによる障害基礎（共済・厚生）年金の請求
 - イ 繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
 - ウ 3 級の障害共済（厚生）年金を受給されている方の障害の程度が増進した場合の改定請求
- ④ 繰上げ請求を行った後に、国民年金の寡婦年金※を請求することはできません。また、すでに寡婦年金を受給されている方については、寡婦年金の権利はなくなります。
- ⑤ 繰上げ請求を行った後に、国民年金の任意加入被保険者になることはできません。
- ⑥ 繰上げ請求を行った後に、以下に該当する場合は繰上げ支給の老齢厚生年金の一部（又は全部）が支給停止となる場合があります。
 - ア 障害基礎（共済・厚生）年金・遺族基礎（共済・厚生）年金の受給権がある場合
 - イ 厚生年金保険又は私立学校教職員共済制度に加入した場合
 - ウ 常勤の公務員として再就職し、共済組合の組合員となった場合
 - エ 雇用保険の基本手当を受給する場合

※ 寡婦年金＝国民年金第 1 号被保険者としての保険料納付済み期間等が 25 年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合に、10 年以上婚姻関係があった妻に 60 歳から 65 歳までの間支給されるもの

(3) 特別支給の老齢厚生年金受給時の2つの特例請求

ア 障害者特例請求

特別支給の老齢厚生年金の受給権発生時（または受給中）に障害等級が3級以上の障害状態にある方は、厚生年金に加入していないこと（退職）を要件に、65歳に達する前に老齢基礎年金相当額を「定額部分」として共済組合に請求することができます。

また、厚生年金保険の加入期間が20年以上あり、加給年金額加算対象者がいる場合は加給年金額も請求ができます。



※ 就職前や退職後の障害等、厚生年金保険の加入期間中に初診日のない障害を持つ方も請求可能です。

※ 障害等級は身体障害者手帳等の障害等級とは異なります。

※ 公的年金制度による障害程度の認定を受ける必要があります。老齢厚生年金の請求書には障害状態の申告欄がないため、障害年金を受給していない方で障害者特例請求を希望する方は、御自分で共済組合へ申し出てください。

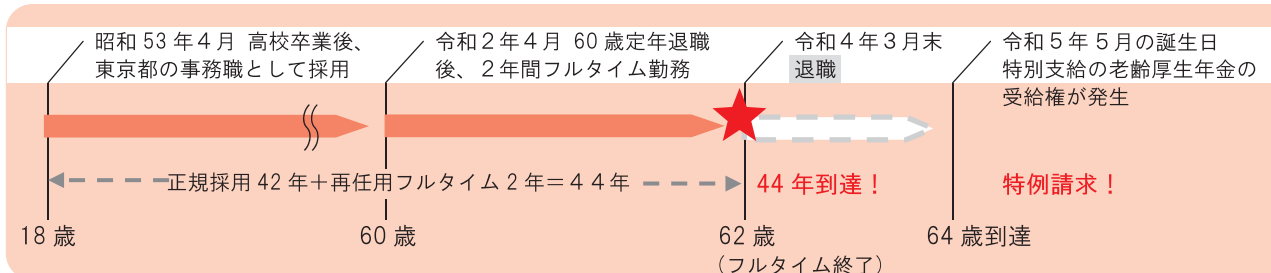
【例3】定年退職後、ケガにより人工関節を挿入。64歳で特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生した際に、障害等級3級に認定され、障害者特例請求を行った場合。

	64 歳	65 歳
3 階		年金払い退職給付（退職等年金給付） 経過的職域加算額（職域年金相当部分）
2 階	★64歳から支給 （障害者特例請求） ★加給年金額（該当者のみ） 特別支給の老齢厚生年金 （被用者年金）	加給年金額（該当者のみ） 本来支給の老齢厚生年金 （被用者年金）
1 階	★定 額 部 分	老齢基礎年金（国民年金）

イ 公務員共済組合の加入期間が44年以上ある場合の特例請求

公務員共済組合の加入期間が44年以上ある方は、厚生年金保険に加入していないこと（退職）を要件に、障害者特例請求と同様に65歳まで定額部分と加給年金額（加給対象該当者がいる場合）が支給されます。

【例4】昭和34年5月生まれの方で、高校卒業後18歳ですぐに東京都の事務職員として採用され、再任用フルタイム勤務を2年間で終了した場合



(4) 一般厚生年金保険の加入期間がある女性の請求時期

昭和41年4月1日生まれまでの女性で、**臨時的任用教員、非常勤教員等や民間企業での職歴のある方は**、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が他とは異なります。

一般厚生年金保険の加入期間がある女性で、すべての厚生年金保険の加入期間が1年以上ある場合は、下表の年齢から年金を受給できます。

該当される方には、日本年金機構から請求書が送付されるので公務員の厚生年金とは別に先行して請求してください。

(参考) 一般老齢厚生年金の女性の支給開始年齢

生年月日	昭 33.4.2～ 昭 35.4.1	昭 35.4.2～ 昭 37.4.1	昭 37.4.2～ 昭 39.4.1	昭 39.4.2～ 昭 41.4.1	昭 41.4.2～
支給開始年齢 (特別支給)	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳 (本来支給)



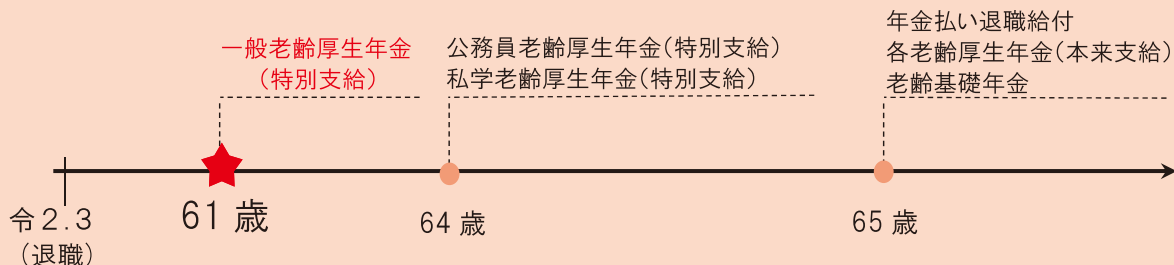
【年金受給権発生のタイミング】 ハナコさんの場合

【生年月日】昭和34年10月5生まれ

【加入期間】一般、公務員、私学厚生年金保険の期間あり

【退職日】令和2年3月31日

※61、64、65 歳時の3回手続が必要



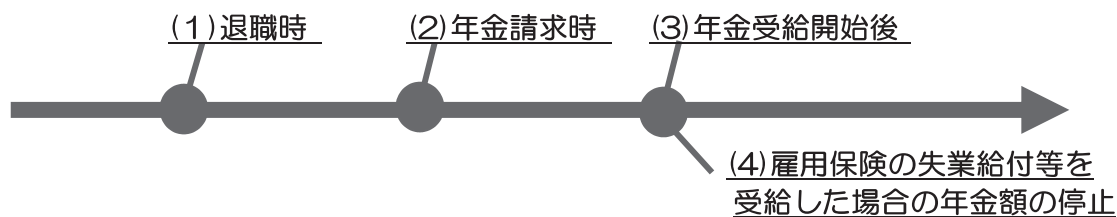
(5) 退職一時金の返還

以下に該当する方は、受給した退職一時金に利子を付して返還し、その期間を通算して老齢厚生年金を決定します（返還額は経過年数に応じて受給額の約5～7倍）。通算の有無を選択することはできず、該当する場合は必ず返還額を支払うことになります。

- ① 昭和54年12月31日以前に公務員期間が1年以上で公務員を退職し、退職一時金を受給した方で、その前歴を含めた公務員共済組合の加入期間が20年以上となる方
- ② 20年に満たないが、退職一時金支給の際、原資控除（年金を受給するための権利を残すため、退職一時金から年金の原資を控除すること。）を受けた方

4 これからの年金手続

この章では、皆さまが年金を受給するまでに必要な手続と年金の受給が始まってから知っておくべきことについて、まとめています。



(1) 退職時

ア 退職届書（年金待機者登録届書）等の提出

年金を受給する前に退職する方（※）は、**退職届書（年金待機者登録届書）**を提出してください。この届出をもって将来の年金決定に必要な年金記録（公務員期間、報酬額等）が整備され、年金待機者として登録されますので**必ず提出してください。**

※ 退職後に再任用短時間勤務、非常勤教員等になる場合、私立学校や民間企業等に転職する場合も含む。

※ 令和2年4月から退職後に引続き臨時的任用教職員（産休・育休代替教職員）になる場合、公立学校共済組合員となるので、退職届書の提出は不要です。

→記入方法・提出時期はP25以降を参照

また、退職後、引続き国家公務員又は地方公務員として、別の公務員共済組合に加入する場合は、**組合員 転出・異動 届書**を提出してください。それにより新たに加入する公務員共済組合に年金記録が引き継がれます。

イ 退職届書（年金待機者登録届書）の提出後

退職後おおむね4～6か月後に公立学校共済組合本部から自宅に「年金待機者登録通知書」とリーフレット「年金待機者になられた方へ」が送付されます。同時に**年金待機者番号**が付番されます。これで待機者登録は完了しますが、送付された通知書等は年金支給開始まで大切に保管してください。

待機者登録完了後、年金支給開始までに**住所・氏名の変更があった場合**は、送付物に同封している**年金待機者異動報告書**に必要事項を記入し、公立学校共済組合本部に提出してください（様式は本部ホームページでもダウンロードできます。）。

(2) 年金請求時

年金支給開始年齢に近づくと、年金請求書等が送付されてきます。定年退職後の勤務形態により、手続の時期や方法が異なります。18 ページからの事例で内容をよく御確認のうえ、すみやかに請求手続をしてください。年金を受給するためには御自身で年金請求の手続をする必要があります。

厚生年金の年金請求書はすべての実施機関で共通の様式です。そのため加入していた厚生年金により、記入が必要な箇所と不要な箇所があります。

年金請求書を提出して不備等がなければ、おおむね4～6か月後に各実施機関からそれぞれ年金額の決定通知書及び**年金証書**が送付され、年金の支給が始まります。

初回の年金支給は、請求してから6か月程かかります。



- ・年金支給は5年で時効となりますので、早めに手続をしてください。
- ・請求書は登録住所宛に届きますが、支給開始年齢の誕生日を過ぎても届かないときは、最後に加入した厚生年金の実施機関（P3 参照）まで御連絡ください。

(3) 年金受給開始後

ア 年金の支給

年金の支給は **2・4・6・8・10・12月の年6回**で、原則として支給月の15日（土曜日のときは14日、日曜日のときは13日）に支給月の前月と前々月の2か月分が支給されます。

公立学校共済組合で年金が決定すると、**年金証書**と支給日が記載された**年金決定通知書**がご自宅に届きます。初回の支給は、請求からおおむね4～6か月後になります。

また、年金証書は再就職した時などに必要となることがあるため、大切に保管してください。

【例】昭和34年7月20日生まれの方の場合

※受給権発生日は令和5年7月19日（64歳の誕生日の前日）

→ **8・9月分の年金が、令和5年10月15日に支給**（新規決定の初回支給は、遅れる場合あり）

イ 年金からの所得税の源泉徴収等

老齢年金は所得税法の規定により「雑所得」として課税対象となり、年金支給の際に所得税の源泉徴収が行われます。ただし、障害年金・遺族年金は非課税です。

また、老齢年金は給料と違い年末調整制度がなく、各自で確定申告が必要です。

確定申告には、毎年 12 月頃に公立学校共済組合本部から送付される**源泉徴収票**が必要となります。課税対象となる老齢厚生年金の受給者（65 歳未満は支給年金額が 108 万円以上）には、税金の控除を受けるため、毎年 9～10 月頃に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を公立学校共済組合本部から御自宅に送付しますので、必ず提出してください。

ウ 在職中の賃金等による厚生年金の支給調整

老齢厚生年金の支給開始年齢到達後に、再就職等により厚生年金保険に加入している（加入する）場合は、再就職先の賃金等に応じて年金の全額または一部が支給停止されます。

ただし、厚生年金保険に加入しない働き方（勤務時間の少ない時間講師、パート、個人事業等）、不動産や株式等による収入は、支給停止の対象にはなりません。

	決定される年金の種類	厚生年金の種類と年金の支給停止調整額	
		公務員共済の組合員	一般・私学厚生年金保険加入者
65 歳未満	老齢厚生年金	再就職先の標準報酬月額と過去 1 年間のボーナス額の 1/12 と老齢厚生年金の月額の合計が 28 万円 を超えた場合、超えた額の 1/2 の年金が支給停止	
	経過的職域加算額	全額支給停止	全額支給

65 歳以上	老齢厚生年金	再就職先の標準報酬月額と過去 1 年間のボーナス額の 1/12 と老齢厚生年金の月額の合計が 47 万円 を超えた場合、超えた額の 1/2 の年金が支給停止	
	経過的職域加算額	全額支給停止	全額支給
	年金払い退職給付	退職後に支給開始	全額支給

※ 28 万円と 47 万円の支給停止調整額は、平成 31 年度の額であり、賃金や物価の変動により改定することがあります。

※ 老齢基礎年金には支給調整はありません。

年金の支給停止はいくらくらい？ ～トシコさんの場合～



【生年月日】昭和34年8月16日生まれ】

■年金額（年額）：特別支給の老齢厚生年金は144万円、経過的職域加算額は24万円

■受給権発生時（令和5年8月15日）は非常勤教員（一般厚生年金加入）として勤務していると仮定

標準報酬月額20万円、ボーナスは0円

計算方法

$$A \text{ 毎月の賃金} + B \text{ 過去1年のボーナスの1/12} + C \text{ 老齢厚生年金(2階部分)の月額} = D \text{ 収入月額 (A・B・Cの合算)}$$

ア 収入月額 ≤ 28万円（支給停止調整額）⇒ 支給停止なし

イ 収入月額 > 28万円（支給停止調整額）⇒ 支給停止調整額を超えた額の1/2が支給停止

■トシコさんの令和5年9月分（64歳時点）の支給停止の算定事例 …イに該当

$$A(20\text{万円}) + B(0\text{円}) + C(144 \div 12 = 12\text{万円}) = D 32\text{万円}$$

$$(D 32\text{万円} - 28\text{万円(支給停止調整額)}) = 4\text{万円} \quad 4\text{万円} \div 2 = 2\text{万円}$$

⇒令和5年9月分は、老齢厚生年金12万円のうち、2万円が支給停止されます。

$$\Rightarrow \text{総支給額} = 10\text{万円(老齢厚生年金)} + 2\text{万円(経過的職域加算)} = 12\text{万円}$$

※一般厚生年金加入のため、経過的職域加算額は全額支給となります。

※ 上記の年金額は一般厚生年金を含んでいません。実際には全ての厚生年金が支給調整の対象となります。

給与明細とねんきん定期便を用意し、支給停止額と総支給額を算出してみましょう！

$$A \text{ 毎月の賃金(標準報酬月額)} + B \text{ 過去1年のボーナスの1/12} + C \text{ 老齢厚生年金の月額} = D \text{ 収入月額}$$

$$\left[D \text{ 収入月額} - \begin{array}{c} \text{支給停止調整額} \\ 28\text{万円} \\ \text{(65歳以上は47万円)} \end{array} \right] \times \frac{1}{2} = E \text{ 支給停止額}$$

※ A標準報酬月額及びB過去1年間のボーナスについては給与明細で確認してください。

$$C \text{ 老齢厚生年金の月額} - E \text{ 支給停止額} = F \text{ 老齢厚生年金支給額}$$

● F（老齢厚生年金支給額）がマイナスになるとき、老齢厚生年金は全額支給停止。左の式では【F = 0】になります。

$$F \text{ 老齢厚生年金支給額} + G \text{ 経過的職域加算額} = H \text{ 総支給額}$$

● 公務員共済に加入の間、G（経過的職域加算）は全額支給停止です。

(参考)

ねんきん定期便の見方（前頁の支給停止額の計算にあてはめる年金額）

基礎年金番号		私学共済の加入者番号		※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。		
1. これまでの年金加入期間 （老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要です。）						
国民年金（a）		船員保険（c）		年金加入期間 合計 （未納月数を除く） （a + b + c）	合算対象期間等 （d）	受給資格期間 （a + b + c + d）
第1号被保険者 （未納月数を除く）	第3号被保険者 （未納月数を除く）	国民年金 計 （未納月数を除く）				
0 月	0 月	0 月		365 月	0 月	365 月
厚生年金保険（b）						
一般厚生年金	公務員厚生年金 （国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金 （私立学校の教職員）	厚生年金保険 計			
0 月	365 月	0 月	365 月			
・「第1号被保険者（未納期間を除く）」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以前の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。 ・（d）欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）」および「特定期間」の合計月数を表示しています。 この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。						
2. 老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）						
受給開始年齢	64 歳～		65 歳～			
（1）国民年金	特別支給の老齢厚生年金		特別支給の老齢厚生年金		老齢基礎年金	
	（報酬比例部分）		（報酬比例部分）		734,594 円	
（2）厚生年金保険	（定額部分）		（定額部分）		老齢厚生年金	
一般厚生年金期間	（報酬比例部分）		（報酬比例部分）		（報酬比例部分）	
公務員厚生年金期間 （国家公務員・地方公務員）	（年額）		1,398,978		1,398,978 円	
私学共済厚生年金期間 （私立学校の教職員）	（年額）		225,076		225,076 円	
（1）と（2）の合計	円		1,624,054 円		2,359,006 円	

（4）雇用保険の失業給付等を受給したときの年金額の停止

65 歳未満の年金受給者が、雇用保険の基本手当（失業給付）を受ける場合は、経過的職域加算額を除いた年金額が支給停止されます。

公務員は雇用保険の適用除外ですが、都の再任用職員・非常勤教員（日勤講師）・首都大学東京の教職員等は雇用保険が適用となります。



年金受給開始後に、失業給付を受給する場合は、年金とどちらの方が有利か十分検討して手続してください。

5 退職後のケース別・年金請求の流れ

(1) 再就職しない又は時間講師（一般厚生年金加入なし）

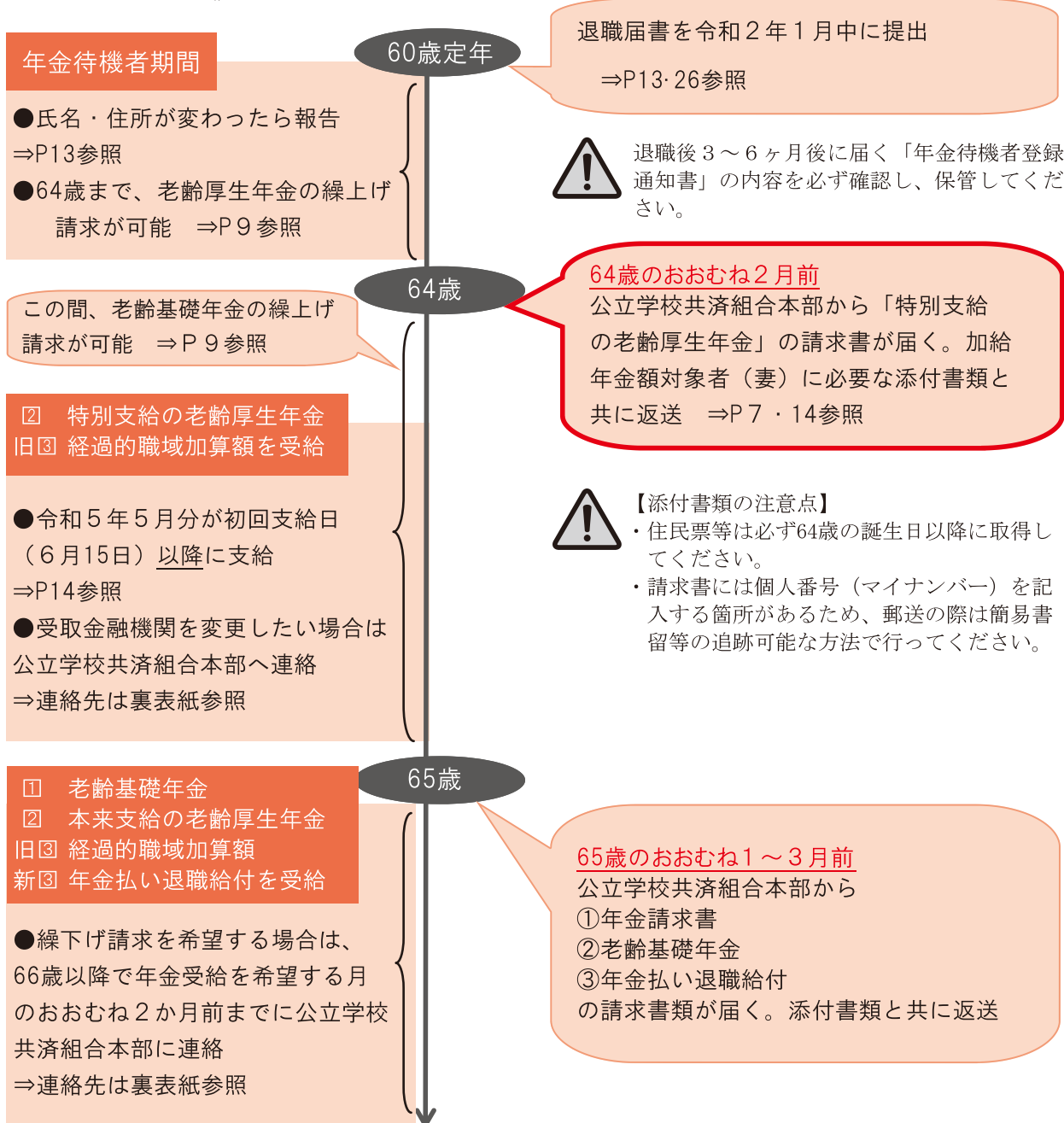
退職後は
日本中を旅するぞ！

～ハルヒコさんの場合～

- 生年月日：昭和34年4月10日
- 公的年金の加入歴：公務員厚生年金
- 配偶者：昭和36年10月26日生、専業主婦

※退職後は、働かない又は一般厚生年金に加入しない範囲で時間講師を行う。

<これからの手続きの流れ>



①・・・1階部分、②・・・2階部分、旧③・・・旧3階部分、新③・・・新3階部分

(2) 再任用フルタイム又は臨時的任用教職員で働く

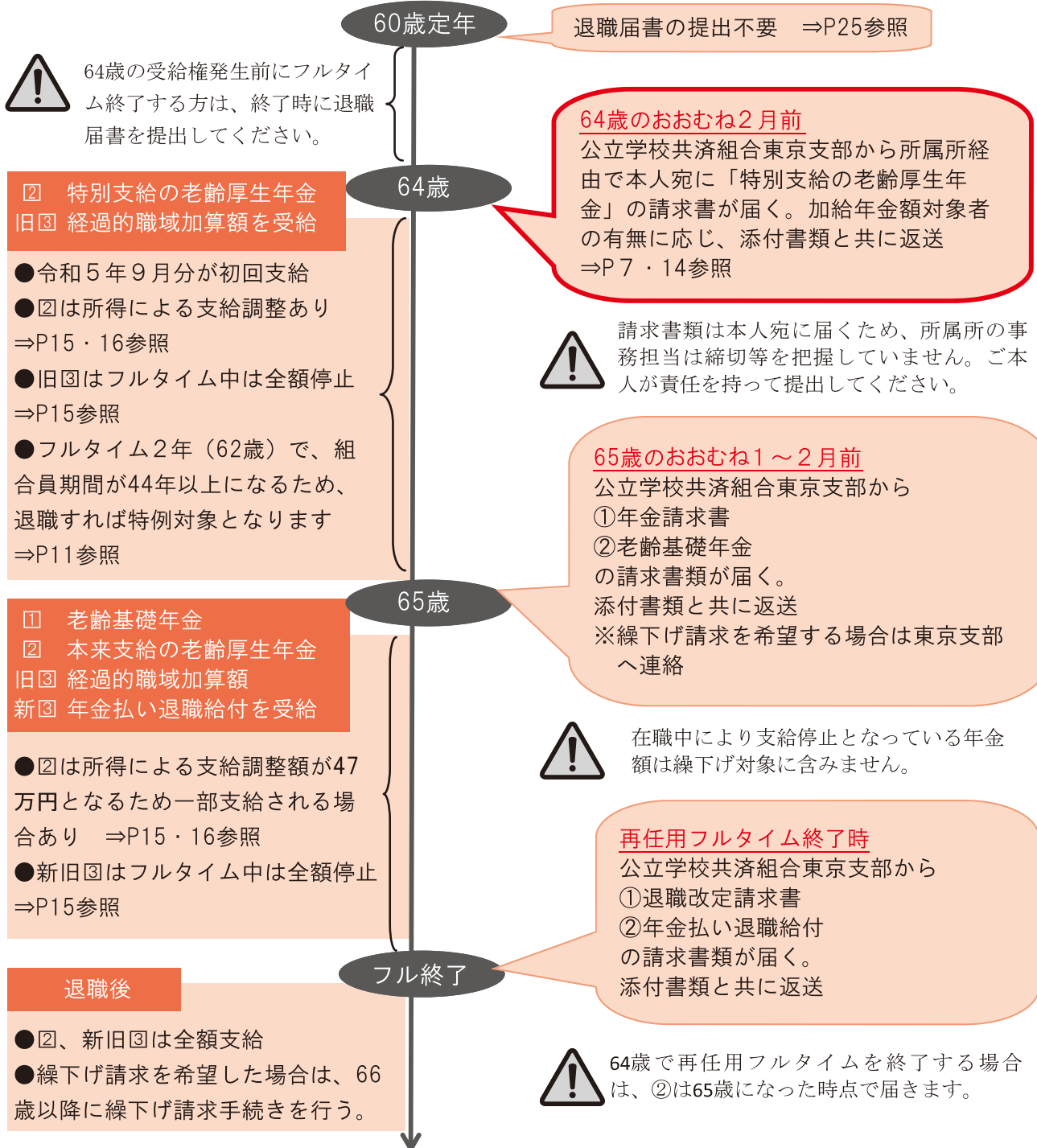
～ナツコさんの場合～

まだまだ元気！
今までと同じように頑張るわ！



- 生年月日：昭和34年8月15日
- 公的年金の加入歴：公務員厚生年金
- 経歴：事務職員、昭和53年4月1日入都

<これから行う手続きの流れ>



①・・・1階部分、②・・・2階部分、旧③・・・旧3階部分、新③・・・新3階部分

(3) 再任用短時間勤務又は非常勤教員

休務日に何するか
考えるのが楽しみ！



～アキオさんの場合～

■生年月日：昭和34年10月6日

■公的年金の加入歴：①公務員厚生年金、②一般厚生年金
(定年退職後、一般厚生年金に加入)

＜これから行う手続きの流れ＞

年金待機者期間

●氏名・住所が変わったら報告
⇒P13参照

60歳定年

退職届書を令和2年1月中旬に提出

⇒P13・26参照



退職後、非常勤教員等で一般厚生年金に加入することになるため、公務員厚生年金「待機者」としての登録が必要です。

64歳

② 特別支給の老齢厚生年金
旧③ 経過的職域加算額を受給

●②は所得による支給調整あり
⇒P15・16参照
●②は令和5年11月分から公務員期間は公立学校共済組合が、一般厚生年金期間は日本年金機構が初回支給日(12月15日)以降に支給
⇒P14参照

●受取金融機関を変更したい場合はいずれかの実施機関へ連絡⇒裏表紙参照

日本年金機構から「特別支給の老齢厚生年金」の請求書が届く。加給年金額対象者の有無に応じて、添付書類と共に提出
⇒P7・14参照



請求書類の提出は、どこの実施機関でも提出可能です。ただし、提出先の実施機関が審査した後、その他の機関に書類を回付するため、回付された機関の年金決定及び初回送金は少し遅くなります。

65歳

65歳のおおむね3～4月前

公立学校共済組合本部から

①年金請求書

②年金払い退職給付

の請求書が届く。添付書類と共に返送

① 老齢基礎年金
② 本来支給の老齢厚生年金
旧③ 経過的職域加算額
新③ 年金払い退職給付を受給

●②は所得による支給調整額が47万円となる。 ⇒P15・16参照

誕生月の初旬ごろ

日本年金機構から①老齢基礎年金

②本来支給の老齢厚生年金(切換)

の請求書(ハガキ)が届く

当月中に返送⇒一般厚生年金の請求

退職後

一般厚生年金加入者の退職時は、適用事業所に資格喪失届を提出することにより、日本年金機構で年金額の再計算が行われます。

①・・・1階部分、②・・・2階部分、旧③・・・旧3階部分、新③・・・新3階部分

(4) 繰上げ支給、再就職しない

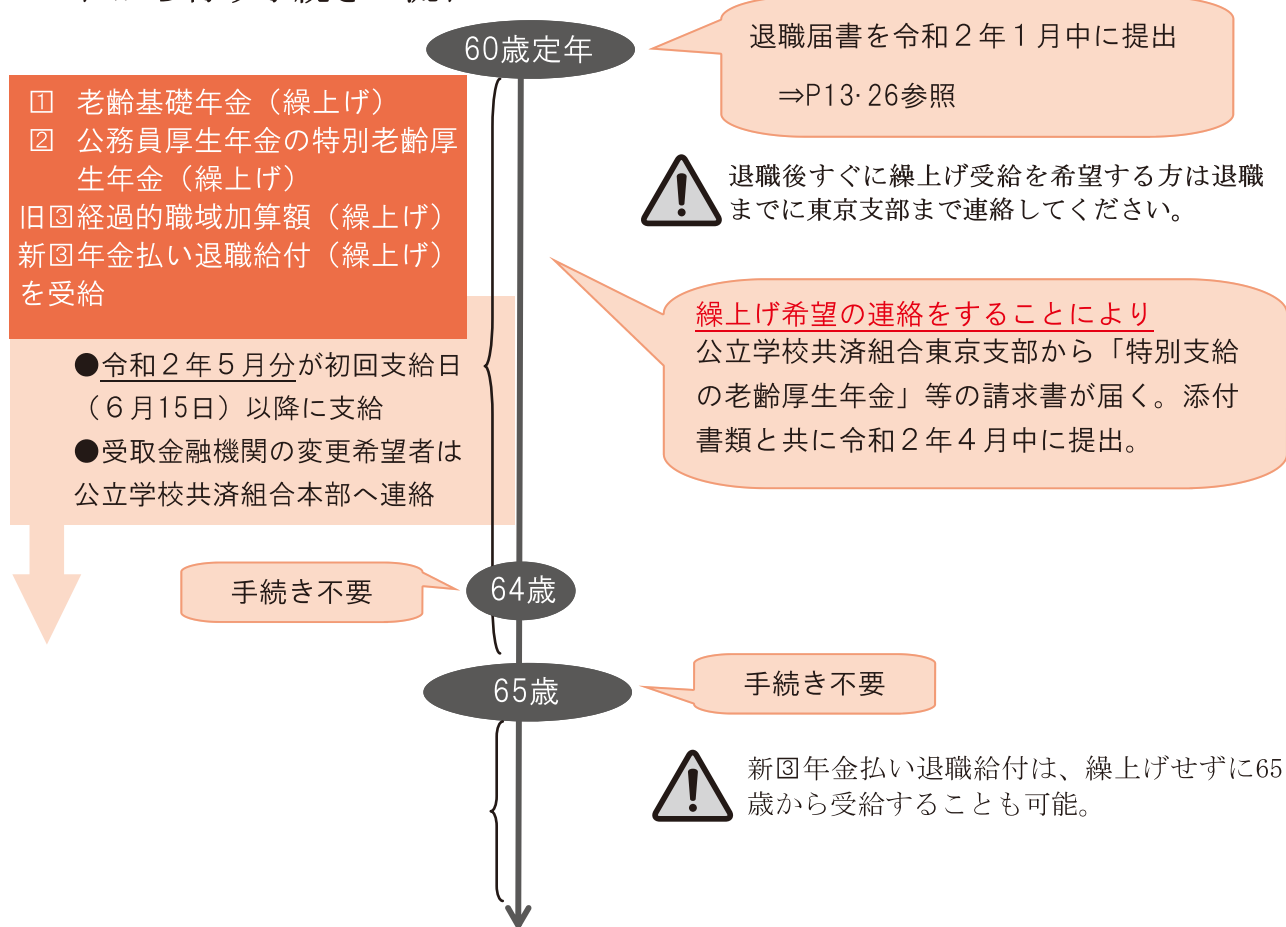
年金が早くもらえるって聞いたけど・・・



～フユミさんの場合～

- 生年月日：昭和35年2月20日
- 公的年金の加入歴：
 - ①一般厚生年金（民間企業）、②公務員厚生年金

＜これから行う手続きの流れ＞



①・・・1階部分、②・・・2階部分、旧③・・・旧3階部分、新③・・・新3階部分

退職後、時間講師等をお考えの方へ

●厚生年金保険・健康保険の加入対象者の拡大について(平成28年10月から)

- ①1週間あたりの労働時間が20時間以上
- ②1か月あたりの賃金が8.8万円以上（年収106万円以上）
- ③雇用期間の見込が1年以上

①～③すべてを満たすと厚生年金の加入対象となり、厚生年金の在職支給調整の対象になります。時間講師等をされる場合は、加入対象になるか勤め先にあらかじめ御確認ください。

6 その他の年金制度

(1) 障害厚生年金

障害厚生年金は、在職中に初診日のある傷病により日常生活や仕事に支障があるなど、一定の障害状態（障害等級1～3級）に認定されたときに支給されます。「傷病」には“からだ”に関するものだけでなく、“こころ”の症状も含まれます。障害等級は身体障害者手帳等の等級とは異なります。

要件 次のア～ウの、すべてを満たすこと

ア 厚生年金保険の加入期間中に初診日（障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があること

イ 障害認定日（初診日から起算して1年6か月を経過した日又は1年6か月以内にその傷病が治った日※をいいます。）又は障害認定日後、65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1～3級までの状態にあること

※ その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合

ウ 国民年金法に定める納付要件を満たしていること

請求手続 障害厚生年金の請求手続は「障害程度の認定」と「障害厚生年金の決定請求」の2段階となります。

なお、認定関係書類の提出後、結果を通知するまで3～4か月を要します。

また、年金決定請求に関する書類の提出から年金証書の送付まで、さらに3～4か月を要します。

● 「障害程度の認定」について

障害程度の認定は、診断書等による書面審査です。

【障害認定日請求】

障害認定日まで遡って請求する方法です。障害認定日時点の診断書が取得可能な場合に請求できます。障害認定日以降請求時まで、障害等級3級以上の障害状態にある場合、障害認定日の翌月まで遡って年金が支給されます。ただし時効により遡るのは過去5年分までとなります。

【事後重症認定請求】

障害認定日に障害等級1級から3級に該当せず、その後症状が進行して、65歳に達する日の前日までに、その傷病により障害等級に該当する程度の障害状態になった方が請求する方法です。請求は65歳に達する日の前日までとなります。

● 「障害厚生年金の決定請求」について

障害程度の認定で1級から3級に該当した方には、障害厚生年金の決定書類を送付します。

問合せ先 次に紹介する傷病例等において障害程度の等級が1級から3級に該当した方には、障害年金の受給権が発生します。該当すると思う方は、初診日及び御自分が

認定される見込みがあるかどうかを医師に相談のうえ、公立学校共済組合東京支部まで御連絡ください。

【傷病例の表】

区分	主な傷病例
眼	白内障、緑内障、ブドウ膜炎、眼球萎縮、癒着性角膜白斑、網膜脈絡膜萎縮、網膜色素変性症、糖尿病性網膜症など
聴覚	メニエール病、感音性難聴、突発性難聴、頭部外傷または音響外傷による内耳障害、薬物中毒による内耳障害など
鼻腔機能	外傷性鼻科疾患など
そしゃく・嚥下機能、言語機能	咽頭摘出術後遺症、上下顎欠損など
肢体	上肢または下肢の離断または切断障害、上肢または下肢の外傷性運動障害、脳卒中、脳軟化症、重症筋無力症、関節リウマチ、脊髄損傷、筋ジストロフィー、人工股関節置換など
精神	老年及び初老期認知症、その他の老年性精神病、脳動脈硬化症に伴う精神病、アルコール精神病、頭蓋内感染に伴う精神病、統合失調症、双極性障害（躁うつ病）、てんかん性精神病、高次脳機能障害、その他の詳細不明の精神病など
呼吸器疾患	肺結核、じん肺、気管支喘息、慢性気管支炎、膿胸、肺線維症など
心疾患	慢性心包炎、リウマチ性心包炎、慢性虚血性心疾患、冠状動脈硬化症、狭心症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、心筋梗塞など
高血圧	悪性高血圧、高血圧性心疾患、高血圧性腎疾患（脳溢血による運動障害は除く）など
腎疾患	慢性腎炎、ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全など
肝疾患	肝硬変、多発性肝腫瘍、肝癌など
糖尿病	糖尿病、糖尿病性と明示された全ての合併症
その他	白血病、多発性骨髄腫、悪性新生物など及びその他の疾患

（２）離婚時の年金分割制度

平成 19 年 4 月 1 日以降、離婚または事実婚関係の解消が成立した場合に、年金の算定基礎となる婚姻期間中の厚生年金保険料(※ 1)の納付記録（以下「納付記録」といいます。）を分割することができます（注）。年金額を分割するものではありません。

分割方法は、当事者間で分割割合を決定する「合意分割」と、当事者間の合意を必要としない「3 号分割」があります。

「3 号分割」は、平成 20 年 4 月 1 日以降、配偶者を扶養していた期間(※ 2)の納付記録を 2 分の 1 に分割します。

また、事実上の婚姻関係にある方も対象となりますが、分割の対象となるのは、当事者の一方が被扶養者であった期間(※ 2)に限られます。

（注）原則として、離婚または事実婚関係の解消が成立した日の翌日から起算して 2 年以内に請求する必要があります。

※ 1 標準報酬月額及び標準賞与額

※ 2 国民年金第 3 号被保険者の期間

問合せ先 公立学校共済組合本部へお問い合わせください。

(3) 遺族厚生年金

遺族厚生年金とは、厚生年金保険の被保険者、被保険者であった方又は厚生年金の受給権者が亡くなったときに遺族に支給される年金です。

一般的な遺族厚生年金の年額は、亡くなった方が受取る(受取っていた)老齢厚生年金(※1)の年額のおおむね 4分の3(※2)となります。遺族厚生年金を受給するためには亡くなった方と遺族のそれぞれが以下の要件を満たす必要があります。

要件 次のア～エの、いずれかに該当すること

- ア 厚生年金保険の被保険者(※3)が亡くなったとき
- イ 厚生年金保険の被保険者(※3)であった期間に初診日がある病気やケガが原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に亡くなったとき
- ウ 障害等級1級または2級に該当する障害厚生年金(※4)の受給権者が亡くなったとき
- エ 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生年金(※1)の受給権者又は同期間が25年以上ある方(退職した方を含む。)が亡くなったとき

遺族とは 次のア～ウの要件、すべてを満たす方

- ア 亡くなった被保険者と生計を共にされていたこと
- イ 恒常的な収入が年額850万円(所得の場合は655万5千円)未満(※5)であること
- ウ 以下の表にかかげる遺族の範囲であること

【受給順位1～4のうち最も順位の高い方が受給できます】

順位	遺族	条件等
1位	配偶者 子	・ 夫は55歳以上（原則として60歳未満は支給停止） ・ 子（胎児を含む）は現に婚姻をしていない以下のいずれかに該当する方 ①18歳に達する日の属する年度末までの間にある方 ②20歳未満であって、障害等級の1級・2級に該当する障害状態にある方
2位	父母	・ 55歳以上（60歳未満は支給停止）
3位	孫	・ 子と同じ
4位	祖父母	・ 父母と同じ

請求方法 退職後に亡くなった場合（年金待機者の死亡）は、遺族が直接公立学校共済組合本部へお問い合わせください。

※1 退職共済年金を含む。

※2 65歳以上の配偶者で、自身の老齢厚生年金(※1)を受給している場合、年額の算出方法が異なる場合があります。

※3 死亡日の前日において、国民年金の保険料の納付要件(★)を満たしていることを含む。

※4 障害共済年金を含む。

※5 おおむね5年以内に年額850万円未満の収入になることが明らかであると認められる場合も含む。

★国民年金法に定める納付要件をみたしていること

「退職届書」の提出に関する注意

13 ページの「退職」とは「公務員共済組合員」でなくなったことを指します。

そのため、定年退職後再任用フルタイム勤務をされる方や引続き国家公務員又は地方公務員として、別の公務員共済組合に加入される場合は「退職」扱いとはなりません。

※

また、令和2年度から東京都の臨時的任用教職員（産休・育休代替教職員）は採用時から公立学校共済組合員となるため、定年退職後4月1日から臨時的任用教職員をされる方は年金では、「退職」扱いとはなりません。

【参考：4月1日からの勤務形態と退職届について】

3月31日	4月1日からの勤務形態	退職届書の提出
令和2年度から 変更 正規職員を退職	再任用フルタイム勤務	不要
	※ 臨時的任用教職員 （産休・育休代替教職員）	不要
	再任用短時間勤務	提出
	非常勤教員	提出
	私立学校や民間企業に転職	提出
	公務員共済組合に加入 （国家公務員又は地方公務員になる等）	不要 （組合員転出・異動 届書を提出）
定年退職が60歳ではなく4月以降も引続き勤務する方 （首都大学東京勤務等）		不要



令和2年度から、臨時的任用教職員（産休・育休代替教職員）は採用時から公立学校共済組合員になります。

<参考>退職届書の記入例

退職後すぐに名前が変わる方は 以前の名前を旧姓欄に。										定年退職者用 (再任用フルタイム、臨時的任用教職員の 勤務を予定している方は不要)																			
支部		組 合 員 番 号								退職届書(年金待機者登録届書)										必ず押印し てください。									
1 3 0 0		1 2 3 4 5 6 7 8								公立学校共済組合理事長 殿										退職日以降									
フリガナ		トウキョウ ・ タロウ										元号		年		月		日		性 別									
氏 名		東 京 ・ 太 郎										生 年 月 日		昭 平		3 4 0 7 3 0		男・女											
退 職 年 月 日		元 号		年		月		日		旧 姓		旧 姓		改 姓 年 月 日		基礎年金番号													
		令 和		0 2		0 3		3 1		改 姓 年 月 日				昭和 平成 年 月 日		9 4 5 0 - 1 2 3 4 5 6													
所 属 所 名		〇〇区立〇〇中学校										職 名		教 諭		待機者番号(前歴あり)		種 別		証書番号									
〇〇区立〇〇中学校												教 諭				※待機者番号がある方は記入		※公立共済の障害年金証書番号がある方は記入											
フリガナ		トウキョウト										シンジユク																	
郵便番号		1 6 3 - 8 0 0 1										住 所		東京		都・道 府・県		新宿		市・郡 区(東京都)									
上欄住所のつづき		フリガナ										ニシシンジユク2-8-1-E-103																	
町 名 番地等												西新宿2-8-1 コーポE棟 103号																	
電 話 番 号		090-9999-9999 (勤務先を除く。自宅または携帯電話番号)																											
退職者の配偶者		配偶者の有無		無		有		「有」の場合は記入して下さい。		配偶者の生年月日		元 号		年		月		日		配偶者を扶養していますか									
										昭和 平成 年 月 日		昭 平		3 5 1 0 2 0						している していない									

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます										0 7 3 0 0 0 0									
令和 2 年 3 月 31 日										所属所コード									
所属所長 〇〇区立〇〇中学校長										公 印									
氏 名 神 田 年 男										※退職者が校長の場合も校長が証明									
退職日以降 (空白でも可)										事務担当へ提出し、所属所長の証明をもらう。									

共済組合記入欄(任意)											
重複期間	退年・減退の受給権	みなし25年の退共権	退 職 事 由	義 務 非 義 務	所 属 区 分	職 名	給 付 制 限	一 時 金 支 給 額	種 別	一 時 金 額	受 給 日
有・無	有・無	有・無	普通・定年・勲奨・失職	義・非			有・無				元号 年 月 日
	退職年月日		退 職 事 由	義 務 非 義 務	所 属 区 分	職 名	給 付 制 限				昭和
	元号	年 月 日									
退職②	昭和 平成		普通・定年・勲奨・失職	義・非			有・無				昭和
退職③	昭和 平成		普通・定年・勲奨・失職	義・非			有・無				昭和
退職④	昭和 平成		普通・定年・勲奨・失職	義・非			有・無				昭和
退職⑤	昭和 平成		普通・定年・勲奨・失職	義・非			有・無				昭和

審 査	作成者

◎退職届書の提出について

→再任用フルタイム勤務をする方、臨時的任用教職員で勤務をする方、首都大学東京等の定年が今年度でない方

今回は提出不要です。ただし、64歳の誕生日以前に再任用フルタイム勤務を終了(退職)する場合は、終了時に退職届書(原本1部、コピー1部)を提出してください。定年退職の方は、事務処理の関係上定年退職する年度の1月に先行して提出してください。

→昭和34年4月2日から昭和35年4月1日生まれまで

再任用フルタイム勤務、臨時的任用教職員をしない方

令和2年1月6日(月)から令和2年1月31日(金)までに

退職届書をコピーと共に提出してください(待機者登録をすみやかに行うため提出時期を前倒ししています。御了承ください)。

また、年金の繰上げを希望する方は、退職日までに東京支部へ御連絡ください。

→昭和35年4月2日から昭和36年4月1日生まれの方

退職届の提出方法については改めて通知いたします。

◎用紙を紛失した場合

「退職届書」の用紙は、共済事務担当者に配布している「福利厚生事務の手引別冊様式集(平成30年1月発行)」P165に掲載されていますので、コピーして使用してください。元号は二重線で訂正してください。

また、公立学校共済組合東京支部のホームページにも掲載されています。

URL : <https://www.kouritu.or.jp/tokyo/>



年金請求書等提出のお問い合わせの際は、

○氏名

○所属所(学校名)

○生年月日

○職員番号(8桁の番号) をお知らせください。

公立学校共済組合東京支部(給付貸付課年金担当)

電話 03-5320-6828

※退職後のお問い合わせは、

公立学校共済組合本部(電話 03-5259-1122)にお願いします。

7 主な問合せ先一覧

(1) 【公立共済本部】 退職者（年金待機者・年金受給者）の問合せ

公立学校共済組合本部(年金相談センター)

〒101-0062 千代田区神田駿河台 2-9-5 電話 03-5259-1122 <https://www.kouritu.or.jp/>

(2) 【公立共済東京支部】 現職者・退職者（年金待機者になる前）の問合せ

公立学校共済組合東京支部(給付貸付課年金担当)

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 電話 03-5320-6828 <https://www.kouritu.or.jp/tokyo/>

(3) 私立学校教職員共済制度・私学厚生年金に関する問合せ

日本私立学校振興・共済事業団共済事業本部

〒113-8441 文京区湯島 1-7-5 電話 03-3813-5321 <https://www.shigakukyosai.jp/>

(4) 国民年金・一般厚生年金に関する問合せ

日本年金機構本部(基礎年金、厚生年金及び年金に関しての一般的な問合せ先)

〒168-8505 杉並区高井戸西 3-5-24 ねんきんダイヤル 電話 0570-05-1165 <https://www.nenkin.go.jp/>

年金事務所		電話番号
東京	千代田	03-3265-4381
	中央	03-3543-1411
	港	03-5401-3211
	新宿	03-5285-8611
	杉並	03-3312-1511
	中野	03-3380-6111
	上野	03-3824-2511
	文京	03-3945-1141
	墨田	03-3631-3111
	江東	03-3683-1231
	江戸川	03-3652-5106
	品川	03-3494-7831
	大田	03-3733-4141
	渋谷	03-3462-1241
	目黒	03-3770-6421
	世田谷	03-6880-3456
	池袋	03-3988-6011
	北	03-3905-1011
	板橋	03-3962-1481
	練馬	03-3904-5491
東京	足立	03-3604-0111
	荒川	03-3800-9151
東京	葛飾	03-3695-2181

年金事務所		電話番号
東京	立川	042-523-0352
	青梅	0428-30-3410
	八王子	042-626-3511
	武蔵野	0422-56-1411
	府中	042-361-1011
埼玉	浦和	048-831-1638
	大宮	048-652-3399
	春日部	048-737-7112
	川越	049-242-2657
	熊谷	048-522-5012
	越谷	048-960-1190
	秩父	0494-27-6560
	所沢	04-2998-0170
千葉	市川	047-704-1177
	木更津	0438-23-7616
	佐原	0478-54-1442
	千葉	043-242-6320
	船橋	047-424-8811
	松戸	047-345-5517
	幕張	043-212-8621
山梨	大月	0554-22-3811
	甲府	055-252-1431
	竜王	055-278-1100

年金事務所		電話番号
神奈川	厚木	046-223-7171
	小田原	0465-22-1391
	川崎	044-233-0181
	港北	045-546-8888
	相模原	042-745-8101
	高津	044-888-0111
	鶴見	045-521-2641
	平塚	0463-22-1515
	藤沢	0466-50-1151
	横須賀	046-827-1251
	横浜中	045-641-7501
	横浜西	045-820-6655
茨城	横浜南	045-742-5511
	下館	0296-25-0829
	土浦	029-825-1170
	日立	0294-24-2194
	水戸北	029-231-2283
群馬	水戸南	029-227-3278
	太田	0276-49-3716
	桐生	0277-44-2311
	渋川	0279-22-1614
	高崎	027-322-4299
群馬	前橋	027-231-1719